

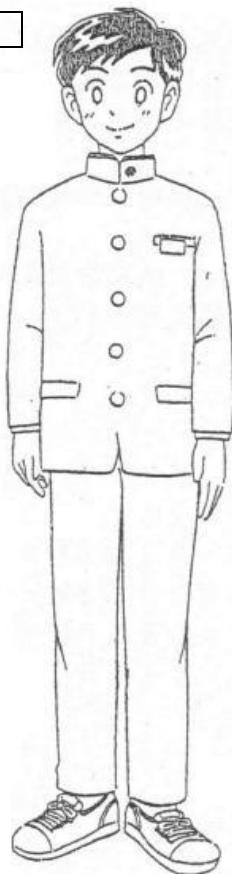
令和7年度 生活のきまり

制服の着こなし

学生服の下には白色のカッターシャツの着用を推奨する。学生服のボタンはすべてとめる。

ベルトは必ずすることとし、ズボンを下げてはかない。ベルトの色は黒とし、華美な装飾や穴が複数列あいているようなものは使用しない。

夏服体操着や夏服制服をズボンの外に出しても良いが、冬服体操着や制服からはみ出さない。



質素で清潔、学習や運動の妨げにならない頭髪とする。前髪は目にかかる長さとし、目にかかるときはピンで留める。後ろ髪は、肩にかかる長さとし、肩にかかる長さを超えるときはゴムひも（黒、紺、茶系）で束ねる。染色、パーマ、奇異な髪型等の加工は認めない。整髪料や華美な髪どめ等も使用しない。

名札は、胸ポケットに四隅をきちんと縫いつける。（クリップ式の名札の場合は、学校にいる間必ず付ける。

冬服、夏服ともに学校指定（校章入り）のものを着用する。ただし、男子については校章なしのYシャツの着用を可とする。学生服のボタンも学校指定のものをつける。



装飾品は身につけない。化粧をしたり香水をつけたりしない。

スカーフは、学年ごとに色の指定がある。今年は、1年生が緑、2年生が紺、3年生が赤。

スカートは、ひざがかかる長さとする。スラックスも可とする。

靴下は着用する。色や形は自由とする。ただし、行事やテストのときは白色とし、くるぶし丈は、不可とする。

内履き

内履きは、指定された靴で、かかとのつぶし履きはしない。登校時や屋外での体育の授業時の履き物は、華美でなく実用的なものとする。また、低価格でかかとの低いものとする。

- ・夏服の下は、下着を着用する。
- ・防寒着に関しては、華美でなく実用的なものとする。また保温のため、（テストや儀式的な行事を含め）学生服やセーラー服の下に体操着を重ね着してもかまわない。体操着以外では、白、黒、グレー、紺、茶系の華美でなく実用的なものを着用してもよい（ただし見えないように着る）。また、無地の黒やベージュのタイプの着用も推奨する。手袋、マフラー等は、防寒着とともに使用する。

持ち物

- ・大勢の生徒が生活する中学校のため、自分の持ち物には必ず記名をすること。
- ・スマホを始めとした学習に必要なものは持ち込みを禁止とする。持ち込んだ場合は、学校で預かり、保護者を通じて返却する。
- ・指定されたスクールカバンを使用（両肩でしっかり背負うこと）し、つぶしたり装飾したりはしない。また、スクールカバンに入りきらない物がある場合は、サブバッグを認めているが、こちらも華美でないものとする。

校外生活

- ・夜間（夏は19時以降、冬は17時以降）の生徒同士の外出、友人宅への外泊は禁止。
- ・ゲームセンター やカラオケボックス等への出入りも禁止（市内の小中学校の申し合わせ）。

※ ここに示す「生活のきまり」は、以下の目的によりつくられました。

- ① 生徒が安心して学校生活を送り、集中して学習活動に取り組むことができるようになります
- ② 生徒に社会的な常識やマナーを身に着けてもらうこと
- ③ 「きまり」の趣旨を理解し、自主的に「きまり」を守るという「規範意識」を身に着けてもらうことです。
したがって、再三の指導にもかかわらず、「きまり」を守ることができない生徒については、保護者とともに生活を振り返り、今後の学校生活を改善していくことになります。